

NPO 法人タイラボ 会員規程

(目的)

- 第1条 この規程は、NPO 法人タイラボ（以下「タイラボ」という。）が、この法人の運営及び諸事業に対し会員が有する権利及び義務の詳細を明確にするために定める。
- 2 タイラボが随時施行する諸規程についても、本規程の一部を構成するものとして取り扱う。
- 3 会員は、入会と同時に、本規程の遵守を義務づけるものとする。

(会員)

第2条 本規程において、「会員」とは、次に定めるすべての会員の総称をいう。

- (1) 正会員 タイラボの目的に賛同し、別に定める入会金及び年会費を納め、入会を認められた個人及び団体をいい、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）における社員がこれに当たる。
- (2) 学生会員 タイラボの目的に賛同し、別に定める入会金及び年会費を納め、入会を認められた個人であって、初等教育機関、中等教育機関又は高等教育機関に現に在籍する者をいう。但し、本人の意思により、タイラボの正会員としての取扱いを求める場合には、この限りでない。
- (3) 賛助会員 タイラボの目的に賛同し、別に定める年会費を納め、入会を認められた個人又は団体であって、可能な範囲でタイラボの運営及び事業を援助する意思のある、前2号以外の者をいう。

(入会申込)

- 第3条 タイラボへの入会の申込は、タイラボが定める専用フォームに必要事項を入力送信することで行うものとする。
- 2 学生会員としての取扱いを求める者は、入会の申込に際し、中等教育機関又は高等教育機関に現に在籍することを証する書類の写しを添付する。なお、初等教育機関への在籍については、年齢の申告をもって足るものとし、別途資料の提出は求めない。

(入会の成立)

第4条 タイラボへの入会は、前条に定める入会申込をタイラボ代表が承認し、正会員及び学生会員の場合は別に定める入会金及び初年度年会費を、賛助会員の場合は別に定める初年度年会費一口以上の額を、それぞれ納めたことを確認できた時点で成立する。

(入会の拒否)

第5条 入会申込者が、次の各号に該当する場合は、その入会を認めない。

- (1) 入会申込に際し、偽名その他虚偽の事項を申告した場合
- (2) 入会申込者が、本規程その他関係諸規程に同意しない場合
- (3) その他前各号に準じる場合であって代表が入会を適当でないと判断した場合

(会員資格有効期間)

第6条 会員資格の有効期間は、入会成立の日又は入会次年度の4月1日からタイラボの当該事業年度末までとする。

(会費の納入)

第7条 会員は、当該年度の年会費を毎年7月末日までに納入するものとする。ただし、年度の中途において新たに入会した会員は、入会年度の年会費について、入会の際に入会金と併せて納入するものとする。

(会員の氏名等の変更)

第8条 会員は、その氏名、名称、住所、所在地、メールアドレスその他基本的な情報に変更があったときは、すみやかにその旨をタイラボに通知しなければならない。

- 2 会員が前項に規定する通知を怠った場合に会員に生じた損害について、タイラボの故意又は重大な過失による場合を除き、タイラボは一切の責任を負わないものとする。

(会員の権利)

第9条 正会員は、総会における議決権を有し、非営利のタイラボ主催事業の企画者となることができるほか、タイラボが関係する平のまちに係る各種活動、事業及び情報交換等に参画することができる。

- 2 学生会員は、非営利のタイラボ主催事業の企画者となることができるほか、タイラボが関係する平のまちに係る各種活動、事業及び情報交換等に参画することができる。
- 3 賛助会員は、タイラボが関係する平のまちに係る各種活動、事業及び情報交換等に参画することができる。

(会員の義務等)

第10条 会員は、本規程に定める事項を誠実に遵守するほか、以下の各号に規定する義務を遵守するものとする。

- (1) 会員は、定款に定める年会費を期限までに納入しなければならない。
- (2) 会員は、定款、本規程及び理事会の定める諸規則等を遵守しなければならない。
- (3) 会員は、本規程に基づく届出事項に変更が生じた場合、すみやかにタイラボに通知しなければならない。
- (4) 会員は、会員として知り得たタイラボの運営、活動または事業に影響を及ぼしうる情

報をタイラボの承認なく外部に漏洩してはならない。

- (5) 会員は、タイラボの活動を通じて知り得た個人情報について、善良なる管理者の注意義務をもって保持するものとし、タイラボの承認なく第三者に漏洩してはならない。なお、本号において定める義務は、会員資格の喪失後も継続して効力を有するものとする。

2 会員は、以下の各号に規定する行為を行ってはならない。

- (1) 会員は、会員資格を第三者に譲渡、貸与等処分することはできない。
- (2) 会員は、タイラボ外の活動において、タイラボの名称及びロゴを使用する場合には、使用目的を明確にした上で、必ず事前にタイラボ代表の許可を得なければならない。なお、タイラボから要請があった場合には、すみやかに名称、ロゴ等を掲載媒体から削除すること。
- (3) 会員は、タイラボの活動において及び他の会員に対して、特定の宗教を信仰する立場から行う入信活動その他これに類する一切の行為を行ってはならない。
- (4) 会員は、タイラボの活動において及び他の会員に対して、特定の政党又は候補者を支持する立場から行う選挙活動その他これに類する一切の行為を行ってはならない。
- (5) 会員は、タイラボ代表の許可なく、他の会員に際し、営利を目的とした営業活動、宣伝活動その他これに類する行為を行ってはならない。
- (6) その他、前各号に準ずる場合であってタイラボが不相当と判断する行為を行ってはならない。

(反社会的勢力の排除)

第 11 条 会員（会員になろうとする者を含む。）は、現在及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当せず、また、関連を持たないものこと確約するものとする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ
- (8) 特殊知能暴力集団
- (9) その他前各号に準ずる者

(会員資格の喪失)

第 12 条 タイラボ定款に定めるもののほか、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前の通知及び勧告なく会員資格を喪失するものとする。この場合において、タイラボは、当該会員に対し、既納の会費等の金員を返還しない。

- (1) 入会した年度の次年度以降であって、年会費が毎年7月末日までに支払われな
き
- (2) 国内外の諸法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) タイラボや他の会員又は第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した
き
- (4) タイラボや他の会員又は第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (5) 入会申込に際し虚偽の事項を申告したことが判明したとき
- (6) タイラボの名誉や信用を失墜させる行為があったとき
- (7) この会員規定に違反した場合
- (8) その他タイラボ理事会において、会員として不相当であると判断した場合

(会員資格の継続)

第13条 タイラボは、事業年度の末日までに、翌事業年度において会員資格を継続するた
めの案内を会員に通知する。

- 2 会員資格は、当該年度に係る年会費の払い込みをタイラボが確認したことをもって継
続されるものとする。

(損害賠償)

第14条 会員が、本規程その他諸規程に違反し又は不正もしくは違法な行為によってタイ
ラボに損害を与えた場合、当該会員は、タイラボが受けた損害をタイラボに賠償すること
とする。

- 2 前項の規定は、当該会員が会員資格を喪失した後においても、継続して効力を有するも
のとする。

(免責条項)

第15条 会員が、タイラボの活動において他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、
会員は自己の費用と責任をもってこれを解決しなければならず、タイラボは一切の責任
を負わないものとする。

- 2 前項の規定は、当該会員が会員資格を喪失した後においても、継続して効力を有するも
のとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第16条 本規程の成立、効力及び解釈については、日本法を準拠法とする。

- 2 タイラボと会員の間で生じた紛争については、タイラボの事務所所在地を管轄する裁
判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(会員情報の取扱い)

第 17 条 タイラボは、会員が入会申し込み時に届け出た会員に関する情報（以下「会員情報」という。）を適切に管理し、その保護のために必要な措置を講じる。

2 タイラボは、会員情報を、当該会員の同意を得ずにタイラボの活動以外の目的に利用しない。

3 タイラボは、前項に定めるほか、次の各号に定める場合を除き、会員情報を第三者に提供しない。

(1) 当該会員の同意が得られた場合

(2) 法令に基づき開示を求められた場合

(3) 個別の会員を識別できない状態で提供する場合

4 タイラボは、会員がその会員資格を喪失した日から 1 年を経過したとき、当該会員に係る会員情報を廃棄できるものとする。

(規程の改廃)

第 18 条 この規程を改廃する場合は、理事会の議決を受けなければならない。

2 本規程に定めのない事項であって必要と判断されるものについては、理事会の議決を経て、順次定めるものとする。

(附則)

本規程は、令和 7 年 4 月 2 日より施行する。